覺〇中略

一竹の子　四月節ゟ〇中略

右之品々致二商賣一候儀、先年月切ニ御定被レ成候得共、自今以後は此書付之通に、節ニ入候日より可レ致二商賣一之、〇中略若右之趣相背者於レ有レ之は、急度曲事可二申付一者也、

五月

〔寛政四年武鑑〕前田大和守利以〇上州七日市　時獻上五月筍

堀田相模守正順〇下總佐倉　時獻上五月筍

土屋但馬守英直〇常陸土浦　時獻上五月筍

〔雨窓閑話〕國府寺筍　井島左近が事

一今は昔、播州姫路の太守たるひと、年々筍の生ふる時分、姫路の城下國府寺次郎左衛門といふ富家へ、振舞にゆき給ふ事あり、かの國府寺は、由緒正しきものにて、太閤よりの御朱印頂戴す、境内に大藪有りて、年々筍出づる事夥し、其太守を招請申す事先例なり、また此藪へ入りて筍を盗むもの、必罰せらるゝ事、律令なりとかや、ある時筍の時分、太守の中間年十七八許なる若もの、ひそかに彼やぶに忍び入りて、筍を多く盗み取りけり、此事露顯に及び、吉岡某といふ家老のはからひにて、禁獄のうへ、彼者打首に致しけり、其節吉岡至りて出頭して、肩をならぶる者なし、こゝに其翌年夏、例の筍時分、國府寺次郎左衛門太守を招請し奉るによりて、吉岡も玄たがひ行きけり、亭主次郎左衛門罷り出で、いつもの如く、藪の筍を御覽下されかしとて、先へたち案内す、太守見物ましく〳〵て、うしろを振廻り、筍はいつもはゆるが、人はと仰せられて、涙をこぼし給ひければ、吉岡ぞつとしたるよし、下劣の小童の命一つといへど忘れ給はで、筍を見給ふにも、かれが死ををしませ給ふ、人君の思召いと有りがたし、凡是までは、大概此筍を盗む咎は、死刑に極まり